第 九 + 八 号 議

高 齢 者、 障 害 者 等 が 利 用 P す 41 建 築 物 0 整 備 関 す る 条 例 O部 を 改 Œ. る

右 議 案を 提 出 す る

平 成三十 年二月二 +

出 者 京 都 知 事 小 池 百 合

子

提

高 齢 者 障 害 者 等 が 利 用 や す 11 建 築 物 0) 整 備 13 関 す る 条 例 平 成 + Ħ. 年 東 京 都 条 例 第 百 Ŧī. + 五. 号) O部 を 次 のよ う 13 改

正 す る。

高

齢

者、

障

害

者

等

が

利

用

Þ

す

11

建

築

物

0

整

備

13

関

する

条

例

0)

部

を

改

É

す

る

条

条中 によ り、 を に 基 づ < に、 事 項 を を 事 項 等 13 0 ſλ て、 に改 め

第八 条第二 項第二号 及び第三号 中 車 11 す 使 用 者 を 車椅 子 使 (用者) に改め

第 九 条 中 車 11 す 使 用 者 用駐 車 施 設 を 車 椅子 使 用 者 用 駐 車 施 設 に 改 め る。

配 に、 + 条第 車 項 13 第 す 号 を 中 車 かご - 椅子」 を に、 籠 平たんし に改 め、 を 同 平 項 第二号中 坦 に 改 Λ, \_\_\_ め、 す 同 項 を 第四号中 「椅子」 に改め、 「かご」 を 同 項 籠 第三 に 一号中 改 め、 「こう配 同 項 第 五. を

勾

一こう 配 を 勾 配 に、 車 13 す を 車 - 椅子」 に、 平たん」 を 平 坦 に 改め る。

13 平 す 第 坦 十 使 用 条第二 者 13 改 め、 を 項第二号 同 車 椅子 項 第 使用: 五. 中 号 車 者 中 13 「かご」 K す 改 使 め、 用 者 を 同 籠 を 項 第 に、 車 几 号 椅 中 子 使用者 車 「こう す 配 使 に 用 者用 改 を め、 勾 便 房 配 同 項 に、 第三 を 車 号 椅 車 中 子 13 使 す 車 用 13 者 す を 用 0) 車 便 椅子」 を 房 車 13 13 椅 子 車 *Ø*) ∟ 平 に、 す た 使 用 車 者

0) 用 駐 を 車 施 車 設 椅 を 子 0) 車 に、 椅 子 使用 車 13 者 す 用 使 駐 用 車 者 施 設 を に、 車 椅 車 子 使 11 用 す 者 使 用 に、 者 が 「こう配 を 車 椅 を 子 使 勾 用 配 者 が に、 K 改 め、 車 13 す 同 項 が 第 を 七 号 車 中 椅 車 子 が 11 す

に、 第 九 平 た + を 平 坦 13 改 め、 同 条 0) 等 次 が 利 次 用 0) P 条を加える。 11 建 築 物

号 議 案 条高 例齢 者 障 害 者

す

0

整

備

13

関

す

る

条

例

0

部

を

改

正

す

## ホ テ ル 又は 旅 館

この + 子 簡 条第六項 易宿 五号に 条に 用 条 の 二 者 所 営業の は規定す 第 お 用 客室以外 匹 61 一号に 7 ホ テル る 施設を除く。 宿 エ 規定する営業の レ 泊者特定経路」という。 又は の各客室 ベ ーター又は同項第六号に規定する昇降機を併設する場合は、 旅 館 以 。 以 (風 下この 下 用 俗 K 営  $\overline{\phantom{a}}$ 条及び 業等 供 般客室」 する施設 0 次条にお 規 にしなければならない。ただし、 制 という。 及び 及び 61 旅館業法 業 務 て同じ。 0) までの経路のうち一 適 正 昭和二十三年法律第百三十八号) 化等に関 においては、 はする法: 以 前条第二項第四 道等及び車椅子 律 上 ح を、 昭 0) 和二十三年 階段又 限 りで ない 号に規定す は 使用者用 段を設 -法律第 第二条第三項に規定する け 駐 百二十二号) る傾斜 車施設 ない 経 路 路 か 5 第二 以 車 同 項 椅

- 2 ホ テル 又 は 旅 館 0) 般客室は、 次に掲 げ るものでなけ ればならない。 ただし、 和 室部 分に つい 7 は、 ح 0 限 ŋ で な
- 般 客 室 0) 出 入 0) 幅 は、 八十センチ X 1 卜 ル 以上とすること。
- 客 室 内 0) 以 上 一の便所 及び一 以 上 0) 浴室等 0 出 入口 の幅は、 七十センチメ 1 }
- $\equiv$ 設 け な 般 客室内 同 ただし、 客室内に 次 0) イ 複 から 数 0) *)* \ 階 ま が でに ある場合 掲げ る は、 場 一合に 当該 応 じ、 般客室の出 当 該 イ 入口 か 5 0 *)* \ まで あ る に 階 定 0) 部 め る 分に限る。 部 分 を除く。 しに は 階段又は 段

ル

以上とすること。

- 1 る 階段又は段 同 客室内に 0 複数の階 部 が ある場合 当 該 般 客室の 出 入口 0) ある階とその直 上 一階又は 直 下 - 階との 間 0) 上 下 0) 移 動 13 係
- 口 勾 配 が + 分 0 を超えな 61 傾 斜 路 を併 設 す る場 合 当 該 傾斜 路 が 併設 さ れ た 階 間段又は 段 0) 部 分
- *)* \ 浴 室等の 内 側 13 防 水上必 要な最低 限 0) 高低 差を設ける場 合 当該高低 差の 部 分
- 3 及 び 建 築 以 主 上 等 は、 0 浴 室 前 等 項 第二号 0) 出 入口 の規定にか 0) 幅 を七 + か わら Ŧī. センチ ず、 X ホ ] テ ル 1 又は ル 以 上 旅 とするよう努め 館 0 建築をしようとするときは、 なけ n ばならない 般客 室 内 0) 以 所
- 4 知 は 般客 室 内 0) 以 上 0) 便所 及び 以上 0) 浴 室等 0) 出 入口 0) 幅が七十五セン チ メ 1 卜 ル 以上となるよう、 必 要な施
- 策 推 進 13 努 8 な け れ ば なら な
- 5 当 該 宿 泊 者 特 定 経 路 を 構 成 す る 敷 地 内 0 通 路 が 地 形 0) 特 殊 性 13 ょ ŋ 第 項 0) 規 定に よることが 木 難 で あ る 場 一合に お け る 同

項 0 規 定 0 適 用 13 0 1 ては 同 項 中 道 **等** とあ る 0) は 当 該 ホテル又は 旅館 0 車 寄 せ とする

6 くはその一 宿 泊 者 特 定経 部となる場合にあっては、 路 となるべき経路又は 当該 そ 0) 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一 部 が 移 動 等円滑 化 経 路若しくは その一 部 部については 又は第十 条第二項 第 13 項 規定する経 及び前 項 0) 路 規定 若

は

適用しな

め、 規定するホテル 条から第十条まで及び前条」に改め、 第十二条中 項に規定する 同 条第六号中 又は ホテル 第六条から前条まで」を「第六条から第十一条まで、 車 旅 館 61 の 一 又は旅 す 使用者用 般客室」 館 の 一 駐 車 同 を加える。 般客室」 -施設」 条第二号中「又は共同住宅」を を 加 を ええ、 車 椅 子 同 条第四 使 用 者 号 用 中 駐 車 車 前 施 条第一 設 1 共同 す 使用者 に に改め、 住宅」 項に規定するホ 用 に改め、 便 道等) 房」 を テル 「各住戸」 車 0) · 椅 子 又は 下に 旅 使 「 又 は の 下 に 用 館 者用 に 前 便房 条第 って 「 又 は は

第六

に

改

項

前

条

## 附則

## 施行期日)

1 8 第十二条第四 る部 こ の 分に 条例 限 は、 る。 号 平 の改正規定並び 成三十 は、 公布 一年 九 0) 月一 日 に から施 同 条第六号の改正 日 から 行する。 施行する。 規 定 ただし、 「車 1 第八条第二項、 す 使用者用 駐車施設」 第九 条、 第十 を - 条第一 車 椅 子 使用 項、 第 者 用 + 駐 車施設」 条第二 に改

## (経過措置)

- 2 建築及び当 第 + この条例による改正後の高齢者、 以 下この 条の二 「該建築をした特別特定建築物 項に 及び第十二条の規定は、 お 1 て同じ。 及び当該 障害者等が利用 この 0) 維持に は建築を 条例の 0 した特別特 施 行 L いては、 やす 後に着 い建築物の整備に関する条例 定建 なお従前の 手する建築 築物 の維持につ 例による。 (用途の変更をして特 11 7 適 用 〇 以 下 ح 別 「改正後 特 0) 定建 条 例 築 の条例」という。) 0 物にすることを含 施 行前 に着手した
- 3 成 八十八 この条例 年 政 令第 0 施 三百 行 0) 際、 七  $\bar{+}$ -九号) 現に存 す 附 る特別特定建築物 則 第 兀 条第五号 K 掲 で、 げ 高齢 る 類 者、 似 0 用 障 害者等 途 相 互. 0 間 K 移動等 お け る 0) 用 円 滑 途 化 0 変更 の促 をするも 進 に 関 す る法 0 13 律施 0 13 7 行 は 令 平 改

正後の条例第十一条の二及び第十二条の規定は適用しない

(検討)

4 るホテル又は旅館における高齢者、 知事は、 この条例 の施行後三年以内に、 障害者等の円滑 改正後 の条例の規定の施行状況、 な移動等に配慮した建築設計標準等 高齢者、 障害者等 |国の施策 0) 0 施 設 推進状況その他社会環境 0) 利 用状況、 玉 が :定め

0) 変化を勘案し、 当 該規定について検討を加え、 その結果に基づき、 速やかに所要 の措置を講ずるものとする。

(提案理由)

ホテル又は旅館 K おいて多くの人が利用しやすい客室の整備を図るため、 高齢者、 障害者等 の移 動 等 0) 円 滑 化の促進に係る

般客室に関する基準を定めるほか、規定を整備する必要がある。